

新風

新風(かぜ)
松原泰道師揮毫

30th Anniversary 2026年10月
『新風』は30周年を迎えます
2026.4 vol. **142**

スマート行政 DX推進を支援する情報誌

2026年4月1日発行(年4回発行) 編集発行:株式会社TKC

インタビュー

進化し続ける地方税制

——大変革時代を乗り越える税務行政を考える

総務省 自治税務局長 寺崎秀俊 氏

「地方税務手続きデジタル化、これからのこと」

ユーザー事例

「市民視点で、本庁・18拠点どこでもカード交付」福島県福島市／マイナンバーカード交付予約・管理システム

TREND VIEW

「サイバーセキュリティの実効性確保へ」

総務省 自治行政局 サイバーセキュリティ対策室 理事官 田中俊郎 氏

スマート行政最前線

調査報告「公金収納デジタル化」検討状況

TKC Support Information

オンライン申請をもっと身近にLINE連携など機能強化／スマート申請システム

帳票の標準化で注目されるDPSサービス／アウトソーシングサービス

ニュース

「システム標準化、全団体の移行完了」

 TASKクラウド

詳しくは <https://www.tkc.jp/lg/>

税制

考える



撮影 中島淳一郎

—— 昨今、地方税を取り巻く環境が大きく変わっています。

寺崎 特に大きな変化といえるのは、税に関する議論が1年を通じて行われるようになったことでしょう。

以前は、毎年11月後半から改正に関する議論が始まり、年内に税制改正大綱が閣議決定され、年明けの通常国会で法案が審議・採択されるというのが一つの流れでした。しかし、昨今は物価高対策として税制に関する政党間の議論が通年で行われている状況です。

物価高の影響を受ける生活者・事業者への支援は重要ですが、税制の見直しは地方税収に直接的な影響を及ぼします。地方自治体が住民生活に欠かせないさまざまな行政サービスを提供するためにも、安定的な税財源をどう確保していくか、という視点は欠かせません。

税制改正のポイント

—— 『令和8年度税制改正の大綱』(2025年12月26日閣議決定) について、改めて自治体の業務に影響する改正点などを教えてください。

寺崎 現段階において、いくつかの改

正ポイントが挙げられます。

まずは、いわゆる「年収の壁」の引き上げです。住民税については、給与所得控除の最低保障額の引き上げなど一部の見直しにとどまりました。これは、住民税が「地域社会の会費」であることを考慮していただいた結果であると受け止めています。一方で、所得税との間で課税・非課税のラインの差が広がることとなり、「住民税のみ課税世帯」が増えることにもなります。

その点では、自治体の意見も踏まえつつ、今後、個人住民税の非課税限度額や基礎控除のあり方など検討していかねければならないでしょう。

また、住民税独自の改正としては、「道府県民税利子割に係る清算制度の導入」と「ふるさと納税制度の見直し」が挙げられます。

道府県民税利子割は、これまで納税義務者の預貯金口座のある自治体で課税していましたが、今回、新たに「清算」という方法が導入されることになります。この背景にはインターネット銀行等の利用拡大が挙げられます。

制度創設時には、ほとんどの納税者が住所地近くの金融機関で口座を開設

進化し続ける地方

——大変革時代を乗り越える税務行政を

時代とともに常に進化し続けてきた地方税制度。

経済社会の構造変化やデジタル技術の進展など“大変革時代”のいま、

日本の持続的発展に向けて地方税はどう変容していくのか

——総務省自治税務局長の寺崎秀俊氏に聞く。

総務省 自治税務局長 寺崎秀俊氏

インタビュー 本誌編集人 飛鷹 聡

していましたが、近年ではインターネット銀行の普及で実際の住所地と口座所在地が不一致となるケースが数多く発生しています。そこで、現行の課税の仕組みは維持しつつ、清算制度を導入して都道府県間で税収帰属を適正化することとなりました。

ふるさと納税は、いまや全国の寄附受入額が年間1・2兆円を超え国民に最も広く浸透した税制となりました。その一方で、ふるさとやお世話になった自治体へ感謝や応援の気持ちを伝えるという、制度本来の趣旨との乖離が問題視されるようになりました。

今回、初めて調査したのですが、実際に自治体の財源となっているのは寄附額全体の53・6%であるのに対し、ポータルサイト事業者への手数料等が13%と高い割合を占めていました。

——それは驚きの数字ですね。

寺崎 ふるさと納税はインターネットショッピングではなく、公的な税制上の仕組みとして創設されたものです。寄せられた寄附金の原資はある意味で税金であり、住民サービスの充実や地域の振興・発展のために活用されるのが本来の趣旨でしょう。このため、地

域外の事業者を支払う手数料等はできる限り縮減していく必要があります。

また、所得に応じて上限なく特例控除額が増えるため、高所得者優遇になっているのではないかと、という声もありました。そこで今回の税制改正では、①特例控除額に給与収入1億円相当の定額上限を新設、②自治体が活用できる寄附金割合を60%以上とし、寄附額が何にどう使われているのか使途を公表——という制度改正を行うこととなりました。これにより、ふるさと納税制度の健全な運用を確保したいと考えています。

根底にある経済社会の構造変化

——今回の税制改正では、東京都などの大都市圏に集中する税収の偏在是正も大きな焦点となっています。

寺崎 これも今回、大きなテーマとなりました。

昨今、地方税収が増加する中で、東京都の財源超過額が24年度・25年度と2年連続で過去最高となりました。行政サービスの地域間格差も拡大し、最近では「多摩川格差」という言葉が定着するほどとなっております。特に東京都

と隣接する自治体等から「地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大している」との声も上がっています。

こうした行政サービスの地域間格差の背景には、主に地方税源の偏在による財政力格差があると考えています。

地方法人課税では、大法人の本店が集まる東京都に税源が一極集中する状況が続いています。また、固定資産税についても、人口・企業等の集積や都市開発の進展などによる大幅な地価上昇により、全国に占める東京都の税収シェアが突出して高くなっています。

—— インターネット銀行の利用増加もそうですが、問題の根底には経済社会の構造変化があるといえます。そうした変化は今後も続くと考えられ、地域間格差の拡大が、それに拍車をかけることにもなりかねません。

寺崎 おっしゃるとおりですね。東京が発展することはいいことですが、経済活動に必要な要素の全てを東京都だけで賄えるわけではありません。その最たるものが人材の供給です。

私自身もそうですが、地方で育った若年層の東京都への転出超過は年間で約10万人に達し、これらの人々が都市

の活力を支えています。一人の子どもが高校を卒業するまでに約1600万円の公費がかかるといわれますが、その子供たちが進学・就職を機に地方から都市へ転出し、働いて得た収入は都市の税収となっているのが実情です。

また、都市の維持・発展には地方が担う食料生産やエネルギー供給等の機能が不可欠です。将来にわたって日本全体が持続的に発展するためには、都市と地方が互いに支え合うことが肝要でしょう。

そこで税収の偏在是正を図るため、①新たに法人事業税の資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とする、②所得割・収入割にかかる特別法人事業税・譲与税の割合を高める——などの措置を検討するとの方向性が示されました。また、特別区の土地にかかる固定資産税についても、東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ検討することとされました。

税務手続きのデジタル完結へ

—— 「公平かつ円滑な納税のための環境整備」の一つに、〈税務手続きのデジタル化の推進〉が挙げられました。



本誌編集人 飛鷹 聡

寺崎局長には、08年に地方税の電子申告についてインタビューさせていただきましたが、この間に税務手続きのデジタル化は大きく進展しましたね。

寺崎 思い起こせば、18年前は地方税務手続きの電子化の仕事は、税務企画官の業務の一部に過ぎませんでした。

それが、いまでは自治税務局内に税務手続きのデジタル化を推進する専門組織（電子化推進室）が設置され、地方税共同機構という地方税法に基づく地方共同法人も設立されました。その分、責任も重くなったと痛感しています。

18年前の最大の悩みは、「全国全ての自治体にどうやって参加してもらうか」ということでした（笑）。

地方税は全国の都道府県・市区町村のそれぞれが課税団体であり、全国各地に事業所を持つ事業者は、当時、申

進化し続ける地方税制

——大変革時代を乗り越える税務行政を考える



●寺崎秀俊（てらさき・ひでとし）

1991年、自治省（現総務省）入省。鹿児島県財政課長、税務企画官、熊本市副市長、官邸参事官、都道府県税課長、神戸市副市長、自治税務局企画課長、地方分権改革推進室長、復興庁審議官などを経て、24年7月より現職

告手続きのために膨大な手間とコストをかけていました。その解決には、電子申告を迅速に全国へ普及することが急務でした。全団体がeLTAXに接続し、電子申告ができる環境が整ったのは10年4月でしたが、これにより最大の難関が突破されました。

その後、11年1月から「国税連携」がスタートしました。それまでは自治体職員が税務署に出向き、紙の確定申告書をコピーして課税情報を手入力していましたが、国税連携で事務の効率化やコスト削減が一気に進みました。

そして、19年10月には「地方税共通納税システム」の運用が始まり、全国への電子納付が可能となりました。

いまやeLTAXを通じた電子納付額は、全体の約3割・16兆円（24年度実績）に達しています。急増の要因に

は「地方税統一QRコード」の普及があり、これはスマートフォン一つで利用できるようになった技術進化がもたらした変革といえますね。

その次が、「地方税関係通知の電子化」です。

24年1月から、個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）が電子データで受け取れるようになりました。これにより、事業者は紙の通知書の仕分け・配布作業が不要となり、データ保管や給与システムとの連携なども容易に実現できるようになりました。

今後、納税通知書や納税証明書も電子化される計画で、納税者の利便性向上と自治体の業務効率化が一段と進むものと期待しています。

——いまや税務手続きでは、デジタルが当たり前のものとなりつつあります。

寺崎 最近、「デジタル完結／デジタルシームレス」という言葉をよく耳にしますが、税務手続きはその方向に向けて着実に進んできたと感じています。

その昔、国税庁の方と「いつか、源泉徴収票と給与支払

報告書も一元化できる日が来るといいですね」と話していたことを思い出します。当時は将来の夢みたいな話でしたが、来年1月からは、給与支払報告書をeLTAXで市区町村に提出した場合、一定の条件を満たせば税務署への源泉徴収票提出が「みなし提出」として免除されるようになり、国税・地方税双方に提出する手間から解放されます。いよいよそんな時代が来たんだなあと感じます。

——電子申告のインタビュアーでは、意義の一つに「納税者へのコンプライアンスの確保」を挙げておられました。これについてはいかがですか。

寺崎 納税者へのコンプライアンスの確保は、公平な徴収と税務行政への信頼を維持する上で不変のテーマです。

地方税収は、24年度実績で47・6兆円と4年連続で過去最高を更新し、来年度には50兆円の大台に乗る見込みです。しかし、それを預かる自治体側では近年、専門知識を持つ人材の不足が指摘されています。

ご承知の通り、地方税務は固定資産税を筆頭に多岐にわたる専門知識が問われる業務です。自治体の深刻な人材

不足の背景には、少子高齢化による労働力減少、採用難や若手職員の減少、複雑化する税法など複合的な要因が重なっており、一朝一夕で解決できる問題ではありません。

対策としては、例えば単独での人材確保が難しい小規模団体の場合、都道府県が広域連携・共同処理を支援することが考えられるでしょう。加えて、DXの効果にも期待しています。

システムの標準化により、団体ごとに異なっていた業務フローがある程度統一され、職員の負担軽減や業務の効率化が図られ、属人化も解消されます。これと並行して税務手続きのデジタル完結の推進も欠かせません。

これらに取り組むことで、限られた人数でも、経験やスキルに関わらずミスのない課税・徴収事務が可能となります。このことから、DXの推進は、納税者へのコンプライアンスの確保にもつながるのではないのでしょうか。

説明責任がますます重要に

—— 今後の展望を教えてください。

寺崎 やはり地方税の税務手続きのさらなる簡素化への要望は大きいですね。

納税者の負担軽減のためにも、デジタル化の推進や手続きの統一など税の簡素化・一元化は引き続き検討すべき課題であると認識しています。ただ、税制を簡素化するばかりでは税収がなくなってしまうため、税源は確保しつつ、納税者に分かりやすい税としていくことがあるべき姿だと考えています。

また、eLTAXが社会インフラとして定着したことで、一段と高い安全性や信頼性の確保が求められます。その点ではセキュリティ意識の向上が重要でしょう。今後は地方税以外の税金収納への対応も予定され、扱う事務量が増えるほどシステム負荷が増大し、安定運用には適切な更新作業が必要で、その分コストもかかります。これらは地方税共同機構の役割ですが、国としても積極的に支援していく考えです。

加えて、申告・申請等、納付、通知など税務手続きのデジタル完結を一層推進するとともに、納税者や自治体がいややすいようシステムの機能改善も図ります。この取り組みにゴールはありませんね。

—— そうした中で、今後、自治体に期待することは何でしょうか。

寺崎 地方税を賦課徴収することの意義を改めて意識していただきたいと思っています。デジタル化により申告や納税における対面機会が減ると、納税者との関係が希薄化し、お互いの顔が見えにくくなる恐れもあります。

地方税は地方自治や地域社会を支える財政的基盤であり、地方自治の原点です。このことは常に心に留めておくべきでしょう。

地方税は地域社会の会費として住民から資金をお預かりし、身近な地域のために活用されているという点で、納税者にとって国税よりも見えやすい関係といえます。税の透明性を確保し、信頼関係を維持するためには、これまでに以上に「なぜ、その税額になっているか」「自分たちが納めた税はどう使われているか」などについて丁寧に説明し、納得を得ることが大切です。

人口減少・少子高齢化などを背景に、自治体には対応すべき課題が山積しています。これらを解決していくためにも安定的な税源の確保が重要です。信頼される地方税制の確立に向けて、これからも皆さんと一緒に取り組んでいきたいと考えています。

進化し続ける地方税制

—大変革時代を乗り越える税務行政を考える

地方税務手続きデジタル化、これからのこと

株式会社TKC 自治体DX推進本部 武長浩史

地方税務手続きのデジタル化は、これまで地方税ポータルシステム「eLTAX」を中心に制度や技術的な整備が進められてきました。

eLTAXは、2005年1月の法人住民税等の申告から運用を開始し、その後、給与支払報告書や公的年金支払報告書の電子的提出へと対象が広がりました。10年には全団体がeLTAXに接続し、24年度には法人住民税等の利用率が約9割に達するまでに普及しています。さらに、22年度の税制改正により電子申告等の対象が全ての申告・申請等の手続きへと拡大されました。

そして、19年には「共通納税システム」の運用を開始し、eLTAXを通じて電子納付も可能となりました。

23年以降は、「地方税統一QRコード」(eLQR)を用い

た電子納付の仕組みが導入され、取り扱い件数も急増。26年度からは、その範囲が地方税以外の公金分野まで拡大し、さらなる利用拡大が見込まれています。

デジタル完結へ一段と加速

27年度からは、いよいよ「納税通知書等のデジタル化」が始まります。これにより、納税者は、eLTAXを通じて納税通知書等を電子的に受け取ることができるようになります。

固定資産税、自動車税・軽自動車税を対象にスタートし、27年度は法人、翌年度には個人分の運用が開始されます。電子的送付を申請した納税者には、翌年度から紙の納付書は送付されず、電子的に受け取った通知を確認し、そのまま納付も可能です。まさに通知から納付までデジタルで「一気通貫」に完結できる仕組みであり、納税者の利

便性は大きく向上します。

将来に向けては、「税証明書のデジタル化」の検討も進んでいます。中でも請求件数が多く、デジタル化のニーズが高い納税証明書等は、eLTAXを活用した実装が検討されています。

また、行政手続きにおける証明書添付の在り方も協議されており、添付省略などの措置により、納税者のさらなる利便性向上が

期待されます。

eLTAXを中心としたこれらの取り組みにより、税務行政を取り巻く環境は急速にデジタル化が進展し、税務手続きはデジタル完結へと着実に前進しています。これらの施策は、社会全体の持続性を支える重要な基盤であり、自治体においても継続的かつ確実に推進していくことが求められます。

申告・申請等	納付	通知
<p>2005.1 法人住民税・法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始</p> <p>2008.1、2009.1 給与支払報告書、公的年金等支払報告書の電子的提出開始</p> <p>2010.4 全団体がeLTAXに接続</p> <p>2011.1 所得税確定申告の連携開始</p> <p>2019.4 地方税共同機構の設立</p> <p>2022改正 法制上、全ての申告・申請手続きへ対象拡大</p> <p>2023.10 地方たばこ税等の電子申告開始</p> <p>2026.3 自治体システム標準化</p> <p>2026.9 次期eLTAX更改(第5次更改)</p>	<p>2019.10 地方税共通納税システムの運用開始</p> <p>2023.4 地方税統一QRコード等を用いた納付開始</p> <p>2026.9 地方公金におけるeLTAXの活用</p>	<p>2016.1 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化開始</p> <p>2024.1 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化開始</p> <p>2027.4 地方税関係通知の電子化</p>



点で、本庁・18拠点どこでもカード交付

集中管理で多拠点展開を実現

——「スマート窓口推進課」について教えてください。

菅野 当初、マイナンバーカードに関する業務は市民課の登録係が担当していました。その後、業務量の増加に伴い専門係を新設。この時に将来を見据えて「スマート窓口推進係」と命名されました。昨年度には課として独立し、現在、カードの申請・交付にかかる業務に加えて、「書かない窓口」の導入など窓口サービスのDX推進も担うなど、課の役割は拡大しています。

現在、カード交付事務は、スマート窓口推進課（本庁舎六つの窓口）のほか、市内18カ所の支所等でも対応しています。カード交付は原則予約制となっていますが、本庁では予約なしの来庁にも随時対応しています。さらに臨時窓口の開設（木曜夜間と土曜日）や、住所地区に関係なく、希望する拠点でカードを受け取れるなど、市民のさまざまな生活スタイルに合わせてサービスの充実を図っています。

——多拠点運用のために、事務や管理体制での工夫はありますか。



左から、菅野係長、荒木氏、山田氏

荒木 福島市では、5年前に「マイナンバーカード交付予約・管理システム」を採用しました。カードの普及により新規交付の件数は落ちましたが、最近ではカード・電子証明書の更新、再発行が増えたほか、特急発行への対応など業務の幅は広がっています。その中で〈職員の負担軽減〉と〈市民の利便性向上〉を実現するために、システムは欠かせない存在となっています。

現在、カードは本庁で一括管理し、予約内容に応じて各支所等へ移送することで、支所等の負担を最小限に抑える

とともに、予約なしで本庁窓口を訪れた方にも柔軟な対応を実現しています。カードの受け取りは、市民に希望する日時・場所を事前に予約していただいています。ホームページからの直接予約のほか、電話による予約や簡単な問い合わせ対応はコールセンターに委託しています。電話予約は毎月2,000件を超え、外部委託することで職員の負担軽減に加えて、〈カードの更新か、電子証明書の更新か〉などを確認して予約ミスを防ぎ、スムーズな窓口対応につながっています。

——システム活用の効果は。

荒木 第一に、カード発行一覧表の読み取りや届いたカードの自動仕分けで、効率的に管理台帳を作成できることです。自動化により、職員は空いた時間を窓口対応などのコア業務に充てることができ——これがシステム活用の一番のメリットだと思います。

またカード管理情報を一元的に確認でき、さらに予約情報とも連動しているため、申請から交付まで一連のカード状態を全拠点でリアルタイムに把握できます。設定変更も一括で全拠点に適用できるので、個別管理が不要です。

福島県福島市

住所 福島県福島市五老内町3番1号
 電話 024-535-1111(代)
 面積 767.72平方キロメートル
 人口 267,976人 (2026年2月1日現在)

古くは養蚕と阿武隈川の舟運で栄えた城下町、福島市。全国有数の収穫量を誇る桃をはじめ、さまざまな旬の果物を楽しめるフルーツ王国として知られる。泉質や風情が異なる3つの温泉地のほか、日本一の大わらじを担いでまちを練り歩く「信夫三山眺まいり」や、桜の名所「花見山公園」など、食と自然を楽しむに多くの観光客が訪れる。



市民視

▶ 市民・文化スポー



その結果、業務が統一され、多拠点でのサービスができていますと考えています。もしシステムがなかったら、こうした運用には耐えられないでしょう。さらにシステムの操作面も分かりやすく、人事異動があってもこれまで問題なく業務を継続してきました。

山田 大量に届くカードの仕分け作業の自動化を可能としているのが、システムと自動連携する「カード情報自動読み取り機」です。カードを読み取るだけで交付時来庁や申請時来庁、エラーカードなどを自動で分類でき、作業の効率化・正確性が図れています。

最近では1日に多くても2000〜3000枚ほどですが、以前は500枚を読み取ることもありました。これをもし

手作業で処理していたら相当な負担となり、仕分けミスも発生します。こうした手作業から解放されることでミスも減り、職員はその時間を窓口対応など別の業務に充てることができます。

また、通知書の送付日や返戻日なども台帳で一元管理しているため、市民からの問い合わせにもシステムを見ながら的確に対応できて便利です。

荒木 さらに台帳検索も容易で、例えば「電子証明書の有効期限が切れる人」などもすぐに調べられます。そうした処理も一つのシステムで完結できるのはありがたいですね。

複雑化する業務に備える

— 今後の課題や展望は。

菅野 今後、カードへ氏名のふりがなが記載できるようになることに伴い、追記欄が満欄となり、再発行となるケースが増えることが見込まれます。また、次期カードの導入や在留カードとの一体化なども予定され、これに伴う新たな業務の発生も想定されます。

TKCにはぜひ迅速な情報発信と、一層の機能強化を期待しています。

カードの独自活用という点では、すでに「シルバーパスポート」などに取り組んでいますが、空き領域の多目的利用には十分な注意が必要でしょう。

例えば、独自利用領域の一部が読み取り不能となるだけで再発行せざるを得ないケースも想定され、その場合、同じカードに搭載した運転免許証情報まで使用できなくなる恐れがあります。

これらを踏まえて、市民の利便性向上にどうつなげていくか、しっかりと考えていかなければなりませんね。

窓口サービスのDX推進では、今年2月から証明書発行手続きで書かない窓口を導入し、来年度には住民異動が伴う手続きでも対応する予定です。これらのサービス基盤にはマイナンバーカードを筆頭とした本人確認書類が欠かせません。加えて、オンライン申請による「行かない窓口」の拡充も不可欠でしょう。

マイナンバーカードを核に、今後も市民にも職員にも便利で優しいスマート窓口の実現へ、積極的に取り組みたいと考えています。

(青木直子) 

の実効性確保へ

総務省自治行政局サイバーセキュリティ対策室 理事官 田中俊郎

複雑化・巧妙化する攻撃の脅威

今日、われわれの社会生活はデジタル技術を基盤として成り立っています。地方公共団体においても、行政手続きのオンライン化やマイナンバーカードの普及、さらにはAIを活用した業務効率化など、デジタル技術の活用が加速度的に進展しています。しかし、デジタル化の進展と表裏一体の関係にあるのが、サイバー攻撃の脅威です。

近年、民間企業を標的としたランサムウェア（身代金要求型ウイルス）攻撃の被害は増加の一途をたどっています。システム内のデータが暗号化され、業務が完全に停止するだけでなく、機密情報の漏えいや多額の金銭要求が行われる事案が相次いでいます。この脅威は決して民間に限った話ではありません。地方公共団体は住民に関する機密性の高い個人情報を大量に保有しているとともに、水道や防災などの重要なインフラも管理しており、攻撃者にとって「極めて価値の高い標的」です。万が一、サイバー攻撃を受け行政サービスの長期停止や住民情報が漏えいするような事態になれば、住民生活

に計り知れない混乱を招き、行政に対する信頼は大きく揺らぎます。もはやサイバーセキュリティはIT担当部署だけの問題ではなく、行政サービスの継続と住民情報の安全を左右する「行政経営上の最重要課題」であるという認識を改めて認識する必要があります。

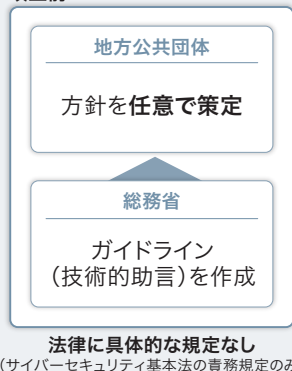
対策強化へ地方自治法を改正

従来、地方公共団体のサイバーセキュリティ対策は、総務省が示す『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、各団体が自律的に取り組んできました。

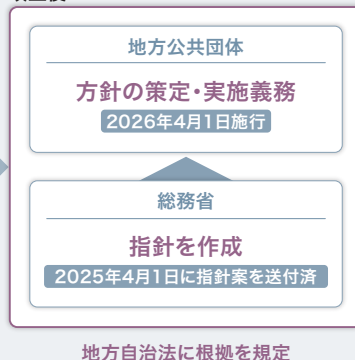
しかし、今後はネットワークの相互接続の進展により、一つの地方公共団体の対策不備が他団体や政府機関のセキュリティ上の脅威となり、安全性や信頼性に影響を与える蓋然性^{がひぜん}が高くなるのが想定されます。そこで対策を強化するべく、2024年の地方自治法改正によって「情報システム」の章が新設されました。改正法では、地方公共団体に対し、サイバーセキュリティの確保に関する方針策定を義務

地方自治法改正の概要

改正前



改正後



改正後の具体的な内容

- 事務の種類・内容に応じ、情報システムを有効に利用するとともに、他団体・国と協力し、その利用の最適化を図るよう努める。
- サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護など、情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。
- サイバーセキュリティの確保について方針を定め、必要な措置を講じる。

付けています（方針策定に関する部分の施行日は26年4月1日）。各団体ではこれに伴う準備を進めていただきましたが、こうした作業が組織全体のセ

セキュリティを見直す重要なプロセスとなったのではないかと考えています。

また、地方自治法改正では、地方公共団体がサイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じなければならぬとする規定も追加されました(地方自治法第244条の5第2項)。

これまで、サイバーセキュリティ対策の内容についてはガイドラインに詳細を規定していましたが、どのような対策を講じれば十分といえるのか、その基準は必ずしも明らかではありませんでした。そのため、「必要な措置」を細目として明らかにすることによって、各団体が「どのような措置を」講じる必要があるかを具体的に示すこととしています。細目化する内容については、これまでの取り組みも踏まえてガイドラインを基に基本的な事項を示すことを想定しています。以上のような考え方のもと、今夏頃には細目化項目を決定したいと考えています。

国による伴走型支援と実効性の確保

細目化項目を示すだけでは、リソース(財源や人材、専門知識)が限られている地方公共団体が、個別に十分か

つ実効性のある対策を講じることが極めて困難な状況です。そのため、現状の課題を理解し、対策の実効性を確保するための支援を、国が積極的に提供していくことが重要です。

具体的には、①セキュリティ専門家による相談支援体制の強化、②高度な知識を持つ人材の確保・育成のサポート、③セキュリティ確保のための技術的に高度な共通基盤の整備——など、対策のライフサイクル全体を通じた切れ目のない継続支援を行うことを検討しています。

支援策の一つとして今年、「地方版ASM(Attack Surface Management)システム」の構築と実証実施を予定しています。これは組織の外部(インターネット)からアクセス可能なIT資産(サーバー、クラウドサービス、ネットワーク機器、VPN機器など)を、攻撃者の視点から網羅的、かつ継続的に発見・監視するシステムです。

これにより、潜在的な脆弱性や設定ミスなどのリスクを自動的に評価・管理することが可能となります。すでに政府機関に導入され、効果を上げています。

地方公共団体の広範な情報資産を対象とするASMを、国が一括で構築することで、各団体が個別に高額な費用をかけたリ、専門人材を確保することなく、外部からの攻撃リスクを効率的かつ継続的に把握・対処できる仕組みを整備します。

地方版ASMシステムは、27年度以降に全国展開することを想定しています。より多くの団体に積極的に参加いただくことで、この取り組みがサイバーセキュリティ対策の標準的な手法の一つとして普及することを期待しています。国ではシステムの運用を通じて得られる知見やデータを活用し、支援策をさらに充実させていくことが必要と考えています。

◇ ◇ ◇
サイバーセキュリティ対策に終わりはなく、技術の進歩や攻撃手法の巧妙化に伴い、常に対応をアップデートし続けなければなりません。住民の個人情報や重要な行政インフラを守るといふ重大な責務を果たすため、地方公共団体の皆さまには、引き続き格別のご尽力をいただけますようお願いいたします。



化」検討状況

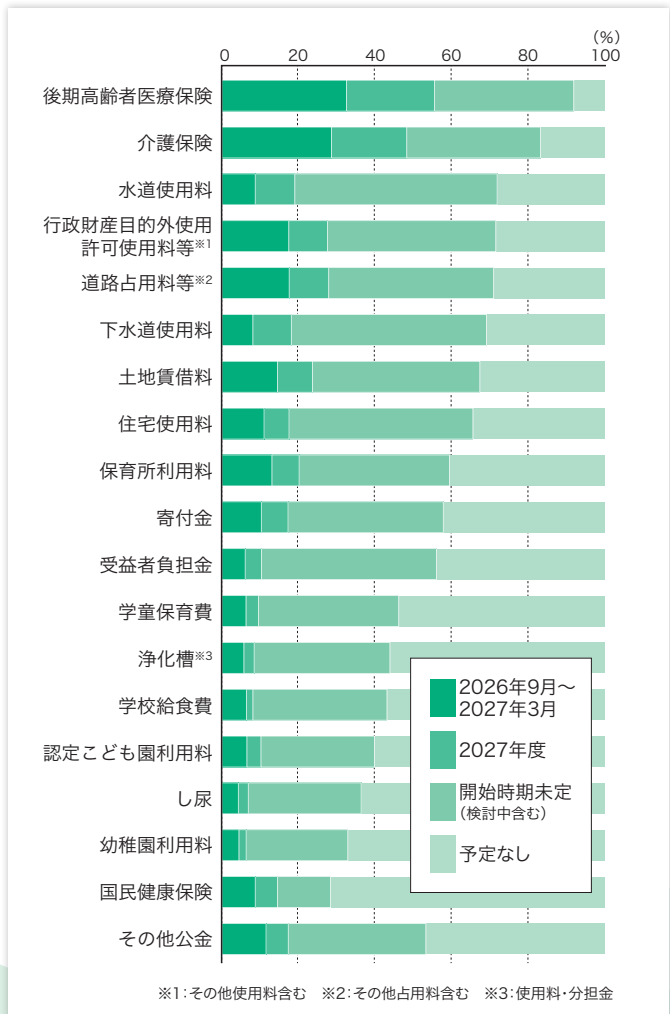
「地方税統一QRコード」(e-LQR)を活用した公金収納が、いよいよ今年9月から開始されます。本誌でもこれまで複数回にわたり制度の狙いや準備状況を紹介してきました。

開始時期が迫る中、総務省は今年2月に『e-LQRを活用した公金収納の開始に向けた留意事項等(2・0版)』を公表。これに合わせて、「この取り組みは大きな効果が期待されるものであり、可能な限り早いタイミング(これから準備に着手する市区町村でも2028年4月)から収納開始できるように、改めて積極的な検討を行う」と、全国での導入加速に向けて強いメッセージも示しました。

さらに、公金収納業務にかかる金融機関の手数料負担の最適化に向けた議論も活発化しており、国からの要請が一層高まることが想定されます。

TKCでは、市区町村の検討状況を確認するため、昨年11月から今年1月に「公金納付のデジタル化への対応に向けた検討状況に関するアンケート調査」を実施。この結果から最新の検討状況と、制度開始に向けた当社の取り組みをご紹介します。

図表1 公金種類ごとのeL-QRを活用した公金納付の開始時期(n=566)



サービス開始へ順調に検討進む

今回の調査は、TKCの基幹系・財務会計システム、eL-TAXサービスの利用団体を対象に実施し、566団体から回答をいただきました。

調査結果を見ると、国が重点的に対応を求める公金を中心に、多くの団体が準備が着実に進む一方、情報不足や庁内調整の難しさなどの課題も明らかになりました。

まず、「公金種類ごとのサービス開

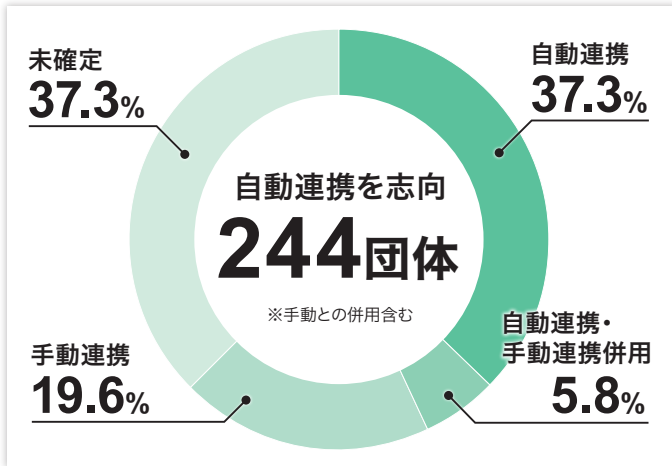
始時期」です(図表1)。

国は市区町村に対して、①介護保険料や後期高齢者医療保険料など、いずれの団体も相当量の取り扱い件数がある公金、②道路占用料や行政財産目的外使用許可使用料など、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金——について、e-LQRを活用した公金収納の導入を重点的に要請しています。

調査結果を見ると、介護保険料と後期高齢者医療保険料を「27年度までに

！ 調査報告「公金収納デジタル」

図表2 納付データ等の業務システムへの連携方法 (n=566)



開始予定」と回答したのが半数超を占め、「開始時期未定（検討中）」も含めると8割以上が前向きに検討していることが分かりました。また、道路占用料や行政財産使用許可使用料などについても、多くの市区町村が検討段階にあり、今後の導入拡大が見込まれます。次に、「納付データと基幹系・財務会計システム等の業務システムとの連携方法」です（図表2）。

約4割が「自動連携」または「自動連携と手動連携の併用」を選択してお

り、〈職員の手作業を減らそう〉という方向性が強く読み取れます。業務負担軽減の観点からも、自動化の流れはさらに広がる見込まれます。

なお、今号の特集記事（7ページ）でも触れた「税務手続きのデジタル完結」の実現には、システム間のシームレスなデータ連携が不可欠です。これについては、TKCでも円滑なデータ連携を実現する仕組みを提供し、業務効率化をご支援する計画です。

最後に「サービス導入に向けた課題」では、会計課などeLTAXに不慣れた部門が取りまとめ役となっていることから、〈制度・システムに関する情報の不足〉を挙げるケースも多く見られました。また、複数部署にまたがる業務特性から、〈庁内調整の難しさ〉を指摘する声も多く寄せられました。

「自動連携」への期待高まる

今回の調査結果を踏まえ、TKCでは次の対応を進めます。

1 関連システムの改修・機能強化（自動連携機能など）、および導入支援ツールの提供

自動連携を含むシステム改修・機能

強化を進めるとともに、eLTAXに不慣れた職員でも導入試験などを円滑に進められるよう、各種支援ツールを提供します。

2 Webセミナーの開催

システム改修や機能強化による変更点、サービス開始に向けた導入試験の進め方など、Webセミナー等を通じて、必要な情報を分かりやすく提供します。

3 円滑な庁内調整を実現した事例などの情報共有

庁内調整や準備が順調に進んでいる事例をタイムリーに紹介し、課題解決を支援します。

◇ ◇ ◇

eLQRを活用した電子納付は、すでに年間9,600万件超・約16兆円規模に達し、地方税以外の公金にも対象が広がることで、今後さらに加速することが見込まれます。

制度の効果を最大限発揮するには、庁内処理のデジタル完結も欠かせません。TKCでは、納付のデジタル化を通じた業務効率化の実現を支援し、より便利で持続可能な公金収納の仕組みづくりに取り組んでまいります。



スマート申請システム

オンライン申請をもっと身近に LINE連携など機能強化

ス

「スマート申請システム」は、行政手続きのオンライン化を支援するクラウドサービスです。これ一つで申請・決済・交付など一連の行政手続きの「オンライン完結」を実現できます。

2025年12月には、LINEアカウントとの連携にも対応。これにより、住民は行政手続きのオンライン申請サイト（スマート申請システム）へ、LINEアカウントでログインできるようになります。

その場合も、住民は従来同様に、オンライン申請サイトの「マイページ」から、申請履歴や申請状況の確認、電子決済、電子交付を利用できます。また、マイページを介することで、住民と職員双方

のコミュニケーションも容易となります。

LINE連携を実施する場合、自治体は、①公式LINEアカウントを開設、②システムに連携設定する——だけ。これにより住民はLINEアカウントから、すぐに各種申請やマイページを利用できるようになります。

職員も住民も、もっと便利に

さらに「身近に、便利に」オンライン申請を利用してもらえるよう、26年度中に「LINEへのプッシュ通知」対応も予定。これにより、手続き完了時や審査進捗に応じて、自治体の公式LINEから住民へ通知できるようになります。

これまで住民への通知は、電子メールで行われていました。しかし、日常的にメールを利用していない住民の場合、気付きにくいなどの課題がありました。LINEを介したプッシュ通知に対応することで、通知の即時性に加え、住民の利便性向上にもつながると考えています。

さらに、マイナンバーカードの利用促進の点では、「マイナンバーアプリ」や「デジタル認証アプリ」との連携も検討しています。今後も、住民と職員双方の利便性向上を目指し、スマート申請システムの機能強化に取り組んでまいります。
(田崎沙由美)



スマート申請システムへのログイン画面



LINE通知イメージ※

※画面は開発中のもので、変更する場合があります。

アウトソーシングサービス

帳票の標準化で注目される DPSサービス



T KCでは、納税（納入）通知書や納付書の印刷から封入封かん、発送までを「データプリントサービス」（DPS）方式で一括受託するアウトソーシングサービスを提供しています。

システム標準化によって帳票様式が統一されたことを踏まえ、個人住民税（普通徴収）や固定資産税などから順次、DPSへ移行。より高品質で効率的な提供体制を整えることで、大量印刷・発送にかかるお客さまの作業負担軽減をご支援します。

1 グループ一体運用の強み

サービスの最大の特長は、当社と当社グループ各社が緊密に連携し、帳票設計から印刷、封入・封

かん、発送までの全工程をワンストップで提供できる点にあります。複数の事業者に分散しがちな工程も、グループ内の統一基準に沿って一元的に管理することで、

①情報漏えいリスクの低減、②工程品質の安定化、③大量・短納期案件への迅速対応——を実現します。また、自動化設備の活用により誤封入などのヒューマンエラーを抑制し、万一の事案発生時にも即時に検知して迅速に復旧対応を行える体制を整えています。

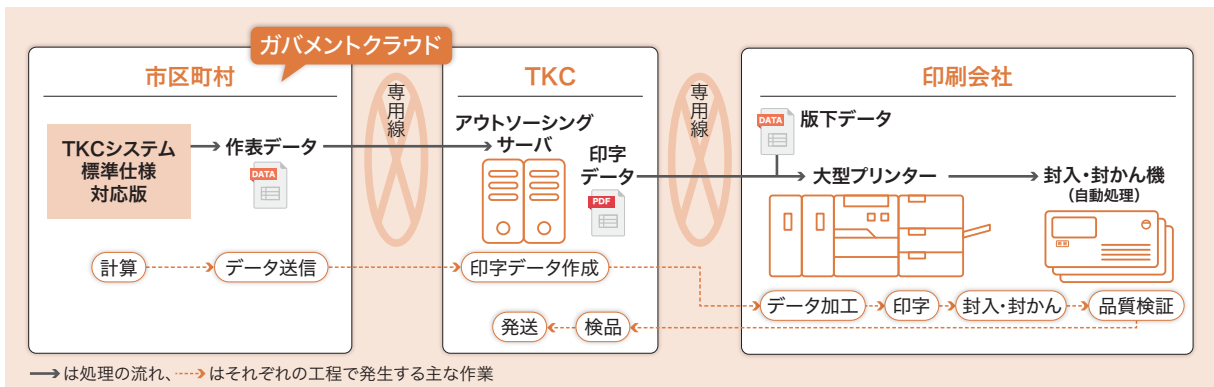
2 コスト最適化と環境配慮

団体名・野線などのレイアウトとデータを同時に印字する方式により、①団体ごとの専用帳票が不要、②必要な時に必要な部数のみ印刷できる——など、コストの最

適化と環境負荷低減に貢献します。

また、帳票の種類に応じて、最適な印刷体制を柔軟に構築できる点も、グループ連携の大きな強みです。お客さまの「無駄の削減」や「ペーパーレス化」への取り組みにも対応し、持続可能な行政運営を後押しします。

DPSの活用は、単なる印刷業務の外部委託にとどまらず、限られた職員リソースを住民サービスや政策立案などのコア業務へ振り向ける取り組みにつながります。TKCでは、確かな品質とグループ一体運用の強みを生かし、これからも自治体の「行政効率の向上と住民福祉の増進」を力強くご支援します。（高橋知之）



システム標準化、全団体の移行完了

このほど、TKCの基幹業務システムを利用する全団体において、標準仕様対応版への切り替え／ガバメントクラウド移行を完了しました。

このビッグプロジェクトを予定通り完遂できたのは、お客さまをはじめ関係事業者の皆さまのご理解、ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

とはいえ、システム標準化のそもそもの発端は2040年問題であり、お客さまにとって移行完了は「ゴール」ではなく「スマート自治体」の「土台づくり」に過ぎません。限られた行政資源を有効に活用し、質の高い行政サービスを継続的に提供するには、まだ解決すべき課題が山積しています。

効率化・コスト削減を探索

課題の一つが「職員の時間確保」です。実現にはフロント／バックヤード業務のDXが不可欠です。

TKCでは、かねてより「スマート行政DX」をキーワードに、「システム標準化」と「行政手続きデジタル化」、「内部事務のデジタル化」を一体で進めることをご提案してきました。今後、これを支援するシステムやサービスの新規開発・機能強化を加速するほか、引き続きお客さまとの実証実験や調査研究へ注力する考えです。

もう一つが「コスト削減」です。当初、国は標準化でシステム運用コストの3割削減を目標としていました

が、現時点では逆に大幅増となるケースも目立っています。

この点、TKCでは「共同利用方式／アプリケーション分離」（マルチテナント）方式の採用により、個々の団体にかかるクラウド利用料を低減。さらなる削減を目指して、システムのモダン化を含めさまざまな方策を検討中です。

また、長期的にコスト構造を改善する手段として、「アウトソーシングサービスの強化」にも努めています。すでにDPS方式（詳細は15ページ参照）へ切り替えたほか、「BPaaS」（クラウドサービスと人的サービスを組み合わせた次世代の外部委託方式）の研究も進めています。

移行完了を受けて、当社には全国から多くの問い合わせをいただいております。

これからは、スマート自治体への転換を目指した本格的な環境整備が始まります。その実現へ、お客さまとともに課題解決へ取り組み、「行政効率の向上による住民福祉の増進」に貢献してまいります。



編集後記

◆ 福島市の取材では、市民の利便性向上へさまざまな取り組みや工夫をされていることが印象的でした。現場で何う生の声は貴重な気付きの宝庫です。この気付きを大切に、担当業務や編集スタッフとしての活動に生かします。次の取材でも新たな学びに出会いたいです。（青木）

◆ 担当するお客さまが、かんたん窓口とスマート申請の全庁利用を開始しました。設定をご支援する中で、自治体業務の歴史の重みを感じました。今回、間近で拝見した複雑な業務フローを見直し、再構築する苦労や工夫を、今後の業務に役立てていきたいです。（土屋）

◆ 栃木県真岡市から始まり、今年2月に埼玉県内のお客さままでの本稼働をもって、全団体の標準化移行支援が完了しました。振り返るとあつという間だったように思います。これからシステム移行後初となる当初課税が始まります。例年以上にサポートへ励んでまいります。（金子）

◆ 2026年度は法制度改正への対応が続き、行政事務の高度化が一層進む見込みです。9月にはeL-QRの公金収納への対応により収納業務のデジタル化も加速し、自治体DXは新たな段階へと進展します。今後も伴走支援の姿勢をより大切にしております。（太田）

◆ 最近、申請書を手書きする機会が減ってきました。先日行った運転免許証の記載事項変更手続きでも、手書きした項目は一部のみ。さまざまな場面でDX化を実感しています。自治体においてもDXがさらに進展するよう、引き続き支援してまいります。（佐藤）

◆ 花粉症に悩まれる皆さまへお見舞い申し上げます。最近では原因となるスギやヒノキが自生しない・少ない地域を、避暑ならぬ「避粉地」というとか。公会計システムのお客さまは全国400団体以上。花粉飛散のピークを迎え、避粉地はどこか思いを巡らせています。（金井）



新風 2026.4 vol.142
2026年4月1日発行

発行人 飯塚真規
編集人 飛鷹 聡
編集室 青木直子／太田千晶／金井拓実／金子瑠海
佐藤仁美／土屋里緒／坂井淳徳／武長浩史
中川陽介／田嶋優樹／大森明日香／明慶正範
太齋亨平／田嶋沙由美／井村 薫
編集委員 吉澤 智／篠崎 智／河本健志
松山正男／石川家継
取材協力 西野剛豊（福島営業課）
フォトグラフ 中島淳一郎
発行所 株式会社TKC
栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
TEL 028-648-2111代
東京都新宿区塩場町2-1
TEL 03-3235-5511代
編集制作 株式会社TKC 地方公共団体事業部
デザイン 株式会社エス・プランニング
神 敏盛／根子 縁
印刷製本 株式会社TLP

